

# JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

[info@jhu-wing.main.jp](mailto:info@jhu-wing.main.jp)<https://jhu-wing.main.jp/>

## 都労委調査で報告

11/16 都労委調査報告

&lt;JAL 事件 11 回目&gt;

# JHU 組合員 32 名に！

11月16日、東京都労働委員会で、JALの不当労働行為（団交拒否）救済申立に係る第11回調査が行われました。これに先立ち、被解雇者労働組合（JHU）は11月10日、会社の「業務委託契約の提案に係る組合間差別」を「中立保持義務違反」として、都労委に新たな不当労働行為救済の申立を行いました。組合は、今回の調査で、この新件と従来の団交拒否事件の併合審査を求めました。

### 組合側発言：申立人の第6準備書面に対する反論書面が出されていない

山口委員長：「JHU組合員が32名に増えた」こと、「会社は団交で答えに窮すると『裁判で有効性が認められている』の一点張り」であること、「ILO勧告（優先雇用）についても、『JALグループ人権方針』に反する対応をしている」ことなど報告  
上条弁護士：「会社は、安全報告書に記載された人員削減目標を達成していたという新しい証拠に基づいて、組合が具体的に団交で追及したことにまともに答えない。人員削減目標を達成していたのに、地裁、高裁、最高裁と裁判所を騙し続けた。これらの経過をまとめ主張した組合の第6準備書面に対する反論が一言もない」ことを報告

### 調査で確認された内容

- 新件（11月10日に申立をした不当労働行為事件）について
  - ・ 組合側は新件申立と従来の団交拒否事件との併合を求めた
  - ・ 労働委員会は、従来事件の手続きへの影響も併せて検討し、併合について判断する
  - ・ 新件に係る調査は、団交拒否事件と同期日で開催し、次回調査時（1月20日）に扱いについて相談する
- 会社の準備書面（5）（11/9付）はこれまでと同じ主張、組合は反論書面をださない
- 会社は、組合の第6準備書面と第8準備書面（不誠実交渉／9月20日付会社弁書への反論）への反論書面を次回調査までに提出する（1月13日まで）
- 組合側は4月19日の団交議事録を証拠として提出する

### 次回調査

■ 国交省事件(第4回)：12月8日（木）10:00～

■ JAL 事件（第12回）：2023年1月20日（金）10:00～